

事 務 連 絡
令和2年11月16日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

HER-SYS 入力データの精度管理の向上に向けた取組について（依頼）

HER-SYS を活用した発生動向調査の実施については、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」（令和2年5月29日付け事務連絡）でお知らせしているとおりであり、各自治体でも積極的に御活用いただいているところです。

今般、データの一層の精度管理の観点から、HER-SYS に入力されているデータについて、下記のとおりシステム面での対応（論理チェック機能の追加）を進めるとともに、保健所、地方衛生研究所（地方感染症情報センター）及び国立感染症研究所（中央感染症情報センター）による関与の仕組みを明確化することとしましたので、御了知の上、格別の御協力を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

併せて、地方衛生研究所等に対する周知をお願いいたします。

記

1 システム面での対応

- 発生届（初回登録に限る。）に入力する日付の前後関係が論理的に間違っていることが明確である場合、システム上、アラートを表示するための改修を行ったところです。（具体的な内容は別添を参照）

- 2による仕組みに過度に依存することなく、定型的に確認できる部分についてはシステム上の対応を講じていくことが重要でありますので、今後とも、論理チェック機能の充実を図っていく予定です。

2 保健所や地方衛生研究所等による関与の仕組みの明確化

(1) 保健所の役割

- 新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師は、原則として、HER-SYSを活用して発生届を提出していただくことになります。

- HER-SYS 上で発生届が提出されると、届出先保健所の職員（HER-SYS の ID を保有する者）にメールが送付されます（※）ので、各保健所におかれては、

- ① 当該メールに記載されているスマホ入力 ID を用いて、発生届が提出された患者を特定するとともに、
- ② 当該発生届の入力内容を目視により確認し、明らかな不備や入力漏れ等がないことが確認された場合には、当該患者の発生届上にある「保健所確認済」ボタンを押下（クリック）して下さい。（感染症法第12条第1項に基づき、医師が発生届を提出する際は、保健所を経由することとされております。）

また、発生届の入力を保健所で行った場合には、入力した職員以外の者が入力内容を目視で確認し、「保健所確認済」にチェック（クリック）を入れることが望ましいですが、各保健所の実情に応じて、入力した職員自身が入力内容を最終確認することとしても差し支えありません。（本庁等で一括して入力する場合も同様です。）

- ③ なお、発生届の入力内容の確認の際には、過度に時間を要することがないよう、届出事項の入力状況（具体的には、生年月日、報告年月日をはじめとした各種年月日と検査記録の入力状況等）を目視確認することで足りることとします。

※ 医療機関が初期設定を変更し、発生届の「メール送信欄」のチェックを外した場合には、保健所にメールが送信されませんので、医療機関から照会があった場合には、初期設定を変更しないようにお伝え願います。

(2) 地方衛生研究所（地方感染症情報センター）の役割

- 地方衛生研究所（地方感染症情報センター）においては、届出事項の入力

状況に加え、公衆衛生上の知見と矛盾しないか等という観点を中心にしつつ、当該都道府県（保健所設置市・特別区）域内で提出された発生届の内容を確認するとともに、必要に応じて、入力データの再確認の要否を担当保健所に伝達する等の対応を行って下さい。

- これは、従来から実施してきた NESID における対応と同様ですが、発生届の提出件数の多さ等に鑑み、当面は、月次による入力データの確認等をお願いいたします。

（３）国立感染症研究所（中央感染症情報センター）の役割

- 国立感染症研究所（中央感染症情報センター）においては、全国で提出された発生届の情報を俯瞰するとともに、入力データの誤りや疑問等が判明した場合には、地方衛生研究所（地方感染症情報センター）を通じて、入力データの再確認等を要請することとします。

３ その他

- 既にお伝えしているとおり、将来的には、HER-SYS で集計された数字を用いて、感染者数等を公表していく予定としております。

その際は、保健所の確認が終わったデータ（速報値）によることを基本とすることを想定しています。

詳細は追って御連絡いたしますが、HER-SYS への正確・迅速な入力について、引き続き御協力ください。

（担当）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：０３（３５９５）２３０５（内線８０８２／８０８３）

＜参考＞システム上のエラーチェック（イメージ）

日付項目	生年月日	感染推定 年月日	発病年月日	初診年月日	検体採取 年月日	診断（検案） 年月日	入院年月日	死亡年月日	報告年月日 (初回報告)
生年月日		≦	≦	≦	≦	≦	≦	≦	≦
感染推定 年月日	≧		≦			≦		≦	≦
発病年月日	≧	≧						≦	≦
初診年月日	≧					≦			≦
検体採取日	≧					≦			≦
診断（検案） 年月日	≧	≧		≧	≧				≦
入院年月日	≧							≦	≦
死亡年月日	≧	≧	≧				≧		≦
報告年月日 (初回報告)	≧	≧	≧	≧	≧	≧	≧	≧	

※渡航期間の出国日と入国日は、論理チェックの対象から除外している。

（出所）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード感染者情報の活用のあり方に関するWG（第4回）資料1より抜粋

（別添）